

建設発生土の処理及び改良土の使用に係る仕様等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、市が発注する公共工事(以下「工事」という。)に伴う建設発生土の処理及び改良土の使用に係る仕様等について、必要な事項を定めるものとする。

(設計単価)

第2条 市の建設発生土の土質改良プラント受入単価及び改良土単価は、毎年市総務部技術管理課が、市場価格調査を実施のうえ別に設定する設計単価を使用するものとする。ただし、市の指示により生石灰を既定量(3%程度)以上に混入させた改良土単価、最大粒径 40mm 以下及び 25mm以下を除く粒径の改良土単価、岩が混入する建設発生土の受入単価等については、市の工事担当者がその都度見積書を徴収し、市総務部技術管理課と協議のうえ決定するものとする。

2 改良の必要のない土の受入についても雑草管理等に費用がかかり、基本的には通常の建設発生土と同単価となるため、極力工事間流用に努めるものとする。

(設計図書への条件明示)

第3条 市の改良土の購入及び建設発生土の土質改良プラントへの運搬に関する条件明示は、次のとおりとする。

- (1) 設計図書には具体的な土質改良プラント名は明記せず運搬距離で指定すること。
- (2) 購入土は改良土を使用し、建設発生土は土質改良プラントへ運搬する旨を明記すること。

(運搬距離等)

第4条 市の改良土の購入及び建設発生土の土質改良プラントへの運搬距離の計上は、次のとおりとする。

- (1) 工事現場から最短の土質改良プラントまでの実距離を計上し、原則として変更しないものとする。
- (2) 工事現場から最短の土質改良プラントにおいて、建設発生土の受入等が不可能な状態であることが認められれば変更の対象とするが、請負者はその旨を市監督員に説明し、事前に承認を受けなければならない。
- (3) 工事現場が複数の場合は、現場毎に発生する土量を考慮(加重平均)し最も効率的な距離を計上するものとする。
- (4) 請負者が、指定された運搬距離より遠方の土質改良プラントを利用することは自由とするが、運搬距離の変更はしないものとする。
- (5) 建設発生土を土質改良プラントへ運搬し、同時に改良土の購入もある場合は、市担当者

は効率的かつ適切な設計を行うよう努めなければならない。

- (6) 建設発生土を土質改良プラント以外へ処理する必要がある場合は、請負者は市監督員と協議し、監督員の承諾を得て適正に処理しなくてはならない。

(建設発生土及び改良土の数量管理)

第5条 市の工事に伴う建設発生土の受入量及び改良土の搬出量は、土質改良プラントがトラックスケールで計量し、発行する受入及び出荷伝票により数量を管理するものとする。

- 2 請負者は、土質改良プラントで発行された伝票により搬入土量及び搬出土量を明確にし、完成検査時にその伝票の写しを市に提出しなければならない。
- 3 建設発生土及び改良土の換算値は、次のとおりとする。
 - (1) 建設発生土の1m³当りの重量は1.68tとする。
 - (2) 改良土の1m³当りの重量は1.55tとする。

(改良土の現場管理)

第6条 改良土の施工管理は、愛知県建設部編集の「工事標準仕様書」及び「土木工事現場必携」に準ずる。

- 2 現場で仮置きする場合は、シート等で覆うなど品質低下の防止に努め、利用時において所要のコーン指数、含水比等の品質を再度確認するものとする。

(建設発生土の処理状況)

第7条 請負者は、工事現場におけるダンプトラックへの積込み状況及び土質改良プラントへの搬入状況を、車番を合わせて撮影しておくものとする。

(土質改良プラントの利用上の注意点)

第8条 請負者は、土質改良プラントへ事前報告及び確認等の実施並びに効率的な施工に努めなければならない。

- 2 請負者は、改良土を大量に使用する場合、土質改良プラントの能力及び在庫状況の事前確認を行わなければならない。
- 3 請負者は、契約後直ちに搬出土量及び改良土使用量を、利用する土質改良プラントに報告しなければならない。
- 4 請負者は、事前に土質改良プラントの営業日、営業時間、雨天時の営業等を確認してから搬入しなければならない。また、ストックヤードの状況により受入体制がとれない場合は、休止・利用制限が行われる場合があるため十分に確認しなければならない。
- 5 請負者は、現場において土砂を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底しなければならない。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、市が発注する工事に伴う建設発生土の処理及び改良土の使用に係る仕様等についての必要な事項は、市総務部技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。